資料1

令和８年度 第１回 広島市病院事業地方独立行政法人評価委員会
審議事項についての説明資料

審議事項

令和７年度地方独立行政法人広島市立病院機構の業務の実績及び第３期中期目標期間における業務の実績に関する評価について

○　地方独立行政法人広島市立病院機構（以下「法人」という。）は、地方独立行政法人法（以下「法」という。）第２８条の規定に基づき、中期目標期間の最後の事業年度の終了後、当該事業年度における業務の実績及び中期目標期間の業務実績について、自ら評価を行った結果を明らかにした報告書（以下「業務実績報告書」という。）を作成し、当該事業年度の終了後３月以内に広島市長（以下「市長」という。）に提出し、評価を受ける必要があります。また、当該事業年度における業務の実績の市長の評価については、広島市病院事業地方独立行政法人評価委員会条例第２条の規定に基づき、評価委員会が意見を述べるとされております。

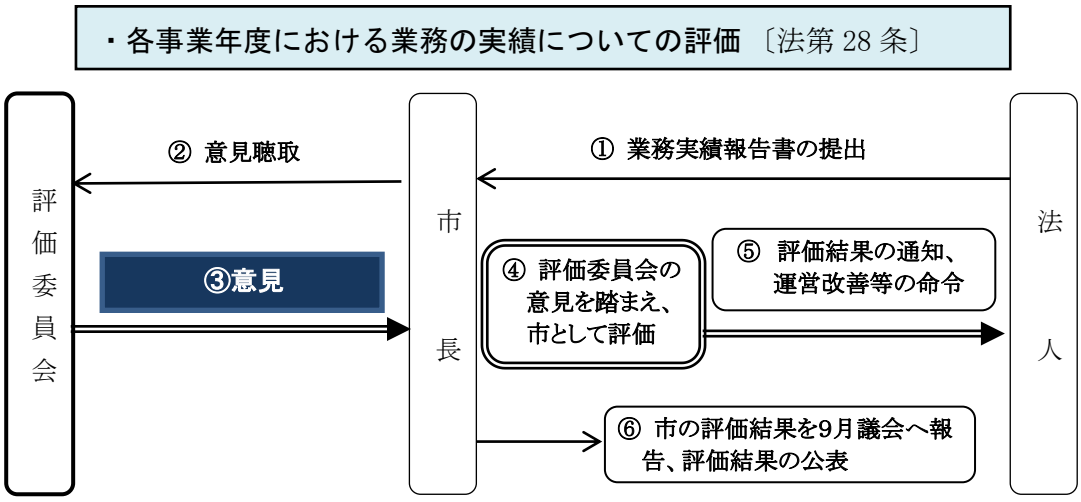
○　本日の委員会では、市長の評価に係る意見申出のため、まずは法人から業務実績報告書における自己評価に係る説明を受け、内容の確認を行います。

○　その後、市長の評価案に対する意見について、次回の委員会で審議していただく予定です。

参考資料１　地方独立行政法人広島市立病院機構 各事業年度における業務の実績に関する評価について

参考資料２　地方独立行政法人広島市立病院機構 中期目標期間における業務の実績に関する評価について

〔参考〕　フロー図



【地方独立行政法人法】

（各事業年度に係る業務の実績等に関する評価等）

第２８条　地方独立行政法人は、毎事業年度の終了後、当該事業年度が次の各号に掲げる事業年度のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める事項について、設立団体の長の評価を受けなければならない。

⑴　次号及び第３号に掲げる事業年度以外の事業年度　当該事業年度における業務の実績

⑵　中期目標の期間の最後の事業年度の直前の事業年度　当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績

⑶　中期目標の期間の最後の事業年度　当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績

２　地方独立行政法人は、前項の評価を受けようとするときは、設立団体の規則で定めるところにより、各事業年度の終了後３月以内に、同項第１号、第２号又は第３号に定める事項及び当該事項について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を設立団体の長に提出するとともに、公表しなければならない。

３　第１項の評価は、同項第１号、第２号又は第３号に定める事項について総合的な評定を付して、行わなければならない。この場合において、同項各号に規定する当該事業年度における業務の実績に関する評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査及び分析を行い、その結果を考慮して行わなければならない。

４　設立団体の長は、第１項第２号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行うときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

５　設立団体の長は、第１項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該地方独立行政法人に対して、その評価の結果を通知し、公表するとともに、議会に報告しなければならない。

６　設立団体の長は、第１項の評価の結果に基づき必要があると認めるときは、当該地方独立行政法人に対し、業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずることができる。

【広島市病院事業地方独立行政法人評価委員会条例】

（趣旨）

第１条　この条例は、地方独立行政法人法（平成１５年法律第１１８号。次条において「法」という。）第１１条第４項の規定に基づき、広島市病院事業地方独立行政法人評価委員会（以下「委員会」という。）の組織、所掌事務及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第２条　委員会は、法の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、次に掲げる事項について市長に意見を述べる。

⑴　法第２６条第１項に規定する中期計画の作成又は変更に係る認可

⑵　法第２８条第１項に規定する当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績に係る評価

⑶　前２号に掲げるもののほか、法人の業務運営に関し市長が必要と認める事項